

# 自治体に勤務する 非正規職員の現状と課題

—労働組合の役割について—

八女市非常勤職員労働組合  
田村和代



非正規職員（非常勤職員）とは

労働組合とは

会計年度任用職員制度とは

今後の課題



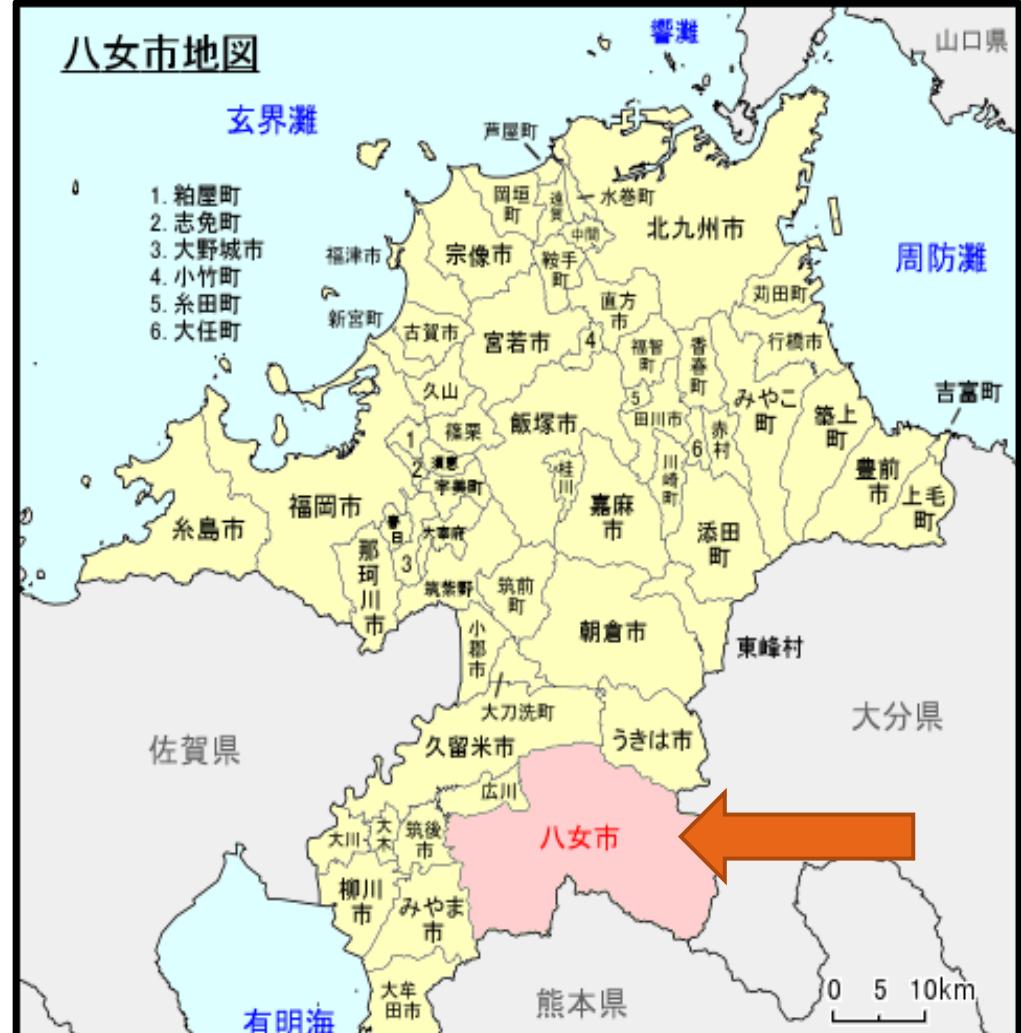


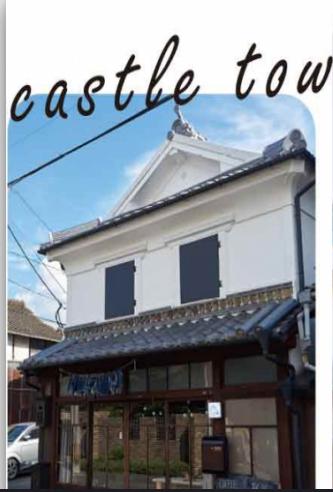
# 福岡県八女市の紹介



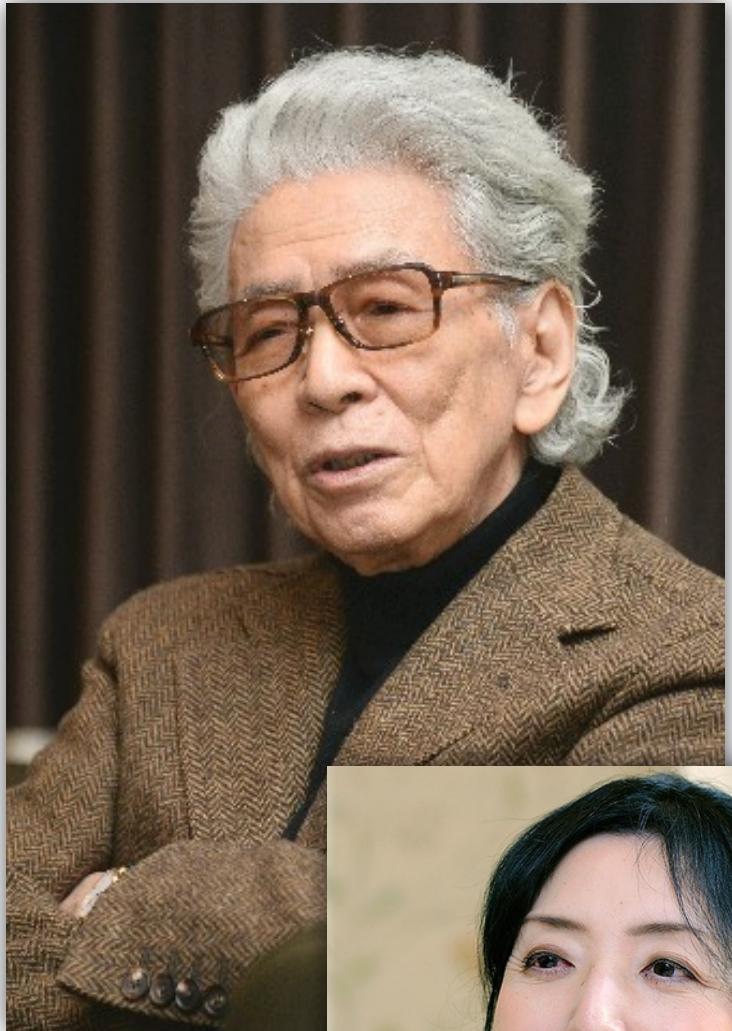
\* 総人口・・・約6万人

\* 北九州に次いで2番目の面積





出典：JA福岡八女、八女市ホームページ



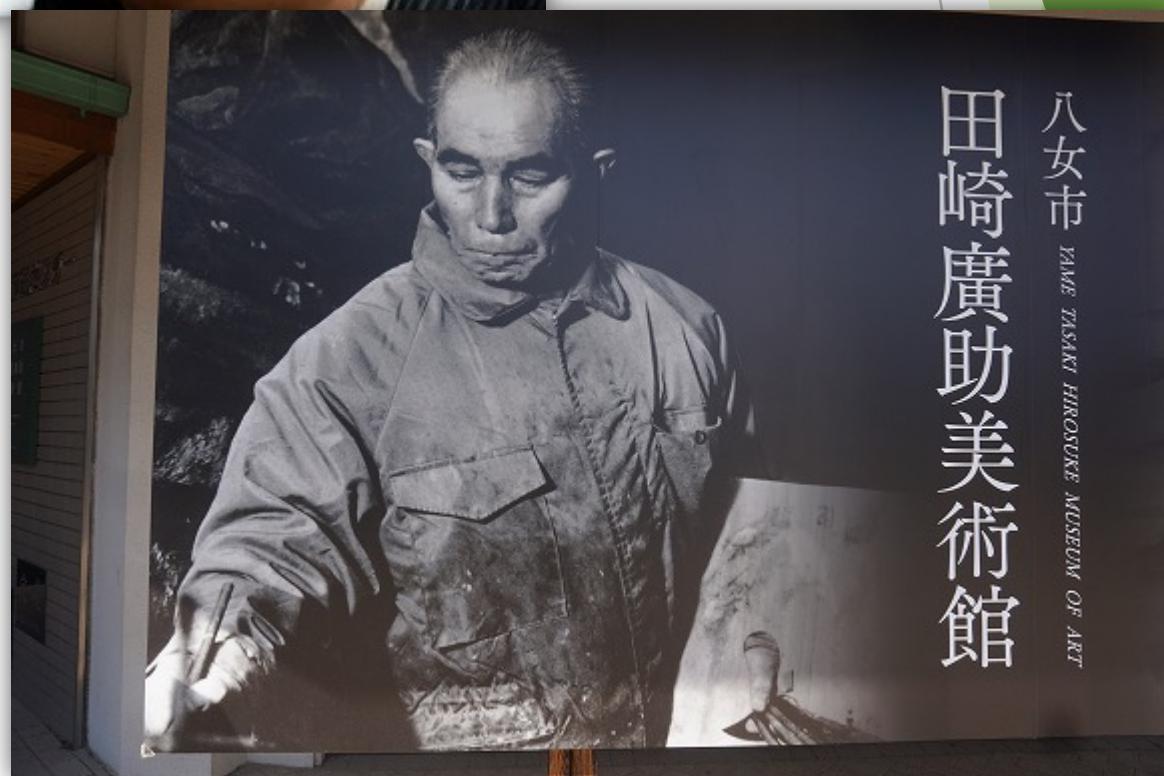
出典：2017・西日本新聞



出典：週刊文春



出典：2017・週刊朝日



出典：八女市ホームページ



## 自己紹介

- 2009年学校司書として入職（非常勤職員）
  - \* 小学校・中学校合わせて23校
  - \* 2校兼務、他は各校1名司書が配置
  - \* 勤務時間 9:00~16:45（昼食45分含む）
- 2015年8月に八女市非常勤職員労働組合結成
  - \* 2015年書記長就任
  - \* 2016年6月より執行委員長就任



# 学校司書の仕事

\* 仕事・・・学校図書館運営の改善及び向上を図り、  
児童生徒の学校図書館利用の促進に努める。

- ・学校図書館の運営・管理
- ・図書購入・受入・廃棄、関係書類の保管
- ・図書館の館内整理・環境整備
- ・図書委員会・生徒会係活動
- ・ボランティア・教諭との連携



# 読書は・・・「国語力、学力の向上」に効果がある。

## 国語力を構成している



- ・考える力
- ・感じる力
- ・想像する力
- ・表す力
- ・読み解力
- ・国語の知識

いずれにもかかわっている  
育てる上で中核となる



教養・価値観・感性等を生涯を通じて身に付けていくために極めて重要なものの。



# 非正規職員(非常勤職員)とは？

\* 市職員数・・548人（2022年調査）  
\* 非正規職員・・約280人

- ・自治体では所属する非正規職員のことを「非常勤職員」・「臨時職員」と呼ぶ。

非常勤職員とは・・月給で報酬を定める職員

臨時職員とは・・日額又は時間給で報酬を定める職員

- ・職種（福岡県八女市の場合）

非常勤職員・・学校司書・保育士・給食調理員・栄養士・公民館や施設事務  
少人数指導教員・家庭児童相談員・介護訪問調査員他多種にわたる。

臨時職員・・特別支援教育支援員・子育て支援サポーター・少人数指導補助  
管理栄養士補助・保健師補助・保育補助・産休代替など



# 正規職員と非常勤職員の違い

(雇用・賃金)

(2009年当時八女市広報より)

	正規職員	非常勤職員
雇用	無期雇用	有期雇用（5年）
給与 大卒初任給	¥ 172,200 (1-25)	¥ 159,700 (学校司書)
高卒初任給	¥ 144,500 (1-9)	
昇給	有り（毎年4号俸）	なし
一時金（ボーナス）	期末手当3.0勤勉手当1.5	なし
通勤手当	有り	有り（上限有り）
地域手当	有り	なし
時間外手当	有り	職種による
扶養手当	有り	なし
住居手当	有り	なし
退職手当	有り	なし



## (各休暇)

(2009年当時八女市広報より)

	正規職員	有給	非常勤職員	有給
年次有給休暇	20日（繰越有り）		12～20日（繰越なし）	
産前・産後休暇	産前・産後8週間	○	産前・産後8週間	○
病気休暇	3年	○	1月	○
忌引き休暇	7日	○	5日	○
短期看護休暇	1月以上1年以下	○	5日	○
育児休暇	3年	○	なし	
夏季休暇	5日	○	3日～4日	○
結婚休暇	7日	○	5日	○



# 労働組合結成までの流れ

- ・市職員労働組合・・非常勤職員の実態把握のための交流会を実施（年1回）  
(非常勤職員の採用・配置状況、職務の内容についての意見・要望等の課題確認)
  - ・多職種の職員との交流、意見交換  
  
〈課題〉
    - ① 雇用についての不安
    - ② 低い賃金での生活の困窮
    - ③ 人員不足による年休の未消化
    - ④ 育児休暇がない
    - ⑤ ボーナス・退職金がない
    - ⑥ 時間外手当がない
- 

## 春期闘争・秋期闘争

春と秋に当局と交渉  
(非常勤職員の待遇改善を要求)



## 〈2015年8月八女市非常勤職員労働組合結成（組合員106名）〉

\* 単組として労働組合を結成（単組とは・・単位組合の略称）

- ・雇用の安定
- ・賃金の改善
- ・休暇制度の拡充



三本柱

\* 当局との意見交換会（交渉）実施

- ・組合員への事前アンケート
- ・要求書の作成
- ・各職場からの発言内容吟味



# 〈当局との意見交換会の様子〉

14



1. 要求書を渡す
2. 各職場から要望・意見を発言
3. 発言ごとにそれについての回答をもらう



## 組合結成からの処遇はどうなったか

- ・雇用年限 5年 → 7年（結成前年度に獲得）
- ・一時金の支給（年間1月）、年次有給休暇の繰越、育児介護休暇（1年）、忌引き休暇、臨時職員の交通費支給



組合員100名以上を保持

（福岡県内の非常勤職員労働組合の中で最も多い組合員数）



# 労働組合とは

\*個人ではできないことも労働者が団結して労働条件の改善に向けて交渉するための組織。

- ・雇っている側（雇い主）に要望を通し易くなる。  
(個人では改善できないことも交渉して改善できる)
- ・不当な取扱いに対抗できる。  
(不当な解雇や減給、ハラスメントなど)
- ・職場内での交流も増える。  
(交流会、学習会開催により他職場との交流を持つことができる)



# 労働組合を作る理由は・・・

- ・当事者が黙ったままでは要求の実現には限界がある。  
(当事者が自ら意見を言うことが大切)
- ・非正規の労働者だから休暇や手当が無いのは仕方がない  
というのではなく待遇改善ができる。
- ・入職時の労働条件を承諾していても、働いていく中で改善  
要求が出てくるのは正規職員も非正規職員も同じ。



● 民間・・・「働き方改革関連法」が成立

\* 2018年6月に「同一労働・同一賃金」に関する法律が改正



2020年4月施行

趣旨：仕事の職務内容や責任の範囲、負担などがまったく同じであれば、雇用形態が違っても同じ賃金や待遇としなければならない。

● 自治体・・・非正規職員の待遇改善

\* 2017年5月に地方公務員法・地方自治法の一部改正法が成立



2020年4月施行（会計年度任用職員制度）

～2017年～2020年4月までの労働組合の取り組み～

- ・ 講師による会計年度任用職員制度についての学習会
- ・ 意見交換会での制度の趣旨確認

# 会計年度任用職員制度とは

\*制度の趣旨・・臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保する

- ・臨時・非常勤職員の任用根拠の適正化、賃金等の待遇改善
- ・会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図る



最適と考える任用・勤務形態の人員構成を実現することにより、厳しい財政状況にあっても、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスの提供を行っていくことが重要である。



\*会計年度任用職員制度の概要（出典：令和2年総務省事務マニュアル）

	会計年度任用職員 (パートタイム)	会計年度任用職員 (フルタイム)
採用の要件・対象	1週間当たりの勤務時間が正規職員の勤務時間より短い。	1週間当たりの勤務時間が正規職員の勤務時間と同一。（1日7時間45分）
任期	一会計年度で、採用の日から同日の属する会計年度の末日まで。	
採用方法	競争試験又は選考（面接や書類選考等も可）	
人事評価	対象	対象
懲戒処分	適用有り	適用有り



\*会計年度任用職員制度の概要（出典：令和2年総務省事務マニュアル）

21

	会計年度任用職員 (パートタイム)	会計年度任用職員 (フルタイム)
給与	報酬 費用弁償（通勤費）	給料・各諸手当
一時金（ボーナス）	期末手当（2.6）	期末手当（2.6） 勤勉手当（1.9）
手当	各自治体で検討	通勤手当・時間外手当・地域手当・特地勤務手当・へき地手当・退職手当など
休暇	年次休暇・産前産後休暇・育児時間休暇・生理休暇・介護休暇・忌引休暇・病気休暇など	
服務	適用有り（地公法30～37条） (営利企業への従事等の制限は対象外)	適用有り
社会保険	勤務時間等により厚生年金、健康保険、雇用保険を適用。 地方公務員共済制度（フルタイム職員12月以上勤務から）	
災害補償	公務災害（条例により規定）又は労災を適用	



# 八女市の会計年度任用職員制度

(2020年4月1日付け)

	パートタイム 学校司書	パートタイム 保育士	パートタイム スクールソーシャルワーカー
任期	有期雇用 7年	有期雇用 7年	有期雇用 7年
給与	1-31 ¥ 172,245	2-16 ¥ 198,709	2-60 ¥ 250,193
昇給	1号 (37号まで)	1号 (22号まで)	1号 (66号まで)
一時金 (ボーナス)	期末手当 1月	期末手当 1月	期末手当 1月
通勤手当	通勤距離により (正規職員と同一)		
時間外手当	なし	時間外申請で可	なし
退職手当・他手当	なし	なし	なし



〈各休暇〉

(2020年4月1日付け)

23

	正規職員	有給	パートタイム 会計年度任用職員	有給
年次有給休暇	20日（繰越有り）		12~20日（繰越有り）	
産前・産後休暇	産前・産後8週間	○	産前・産後8週間	○
病気休暇	3年	○	1月は有給以降は無給 (同会計年度ならば復帰可)	○
忌引き休暇	7日	○	7日	○
短期看護休暇	1月以上1年以下	○	5日	○
育児休暇	3年	○	1年	×
夏季休暇	5日	○	3日~4日	○
結婚休暇	7日	○	5日	○



# ～会計年度任用職員制度移行後の交渉は～

24

	2020年導入時	2023年4月
任期	7年	7年
給与	1-31 ¥ 172,245	1-31 ¥ 176,304
昇給	1号（37号まで）	1号（37号まで）
一時金（ボーナス）	期末手当 1月	期末手当 1.55月
通勤手当	通勤距離により（正規職員と同一）	
時間外手当	なし	協議中
退職手当・他手当	なし	なし



# 今後の課題

- ・改善すべき課題の抽出（職場単位での意見交換・交流会など）  
\*当事者の声を集める。
- ・労働条件改善のためには一人でも多くの仲間の結集が必要。  
(未加入者への加入促進の取り組み)  
\*組合の必要性を伝える。
- ・自治体単組との連携（市職員労働組合と連携し情報の交換をする）  
\*組織強化。

制度によりある程度の改善は図られたが、正規職員とのバランスのとれた待遇改善には至っていない。



ご清聴ありがとうございました

